

2 適正な記帳等が行われていない事例

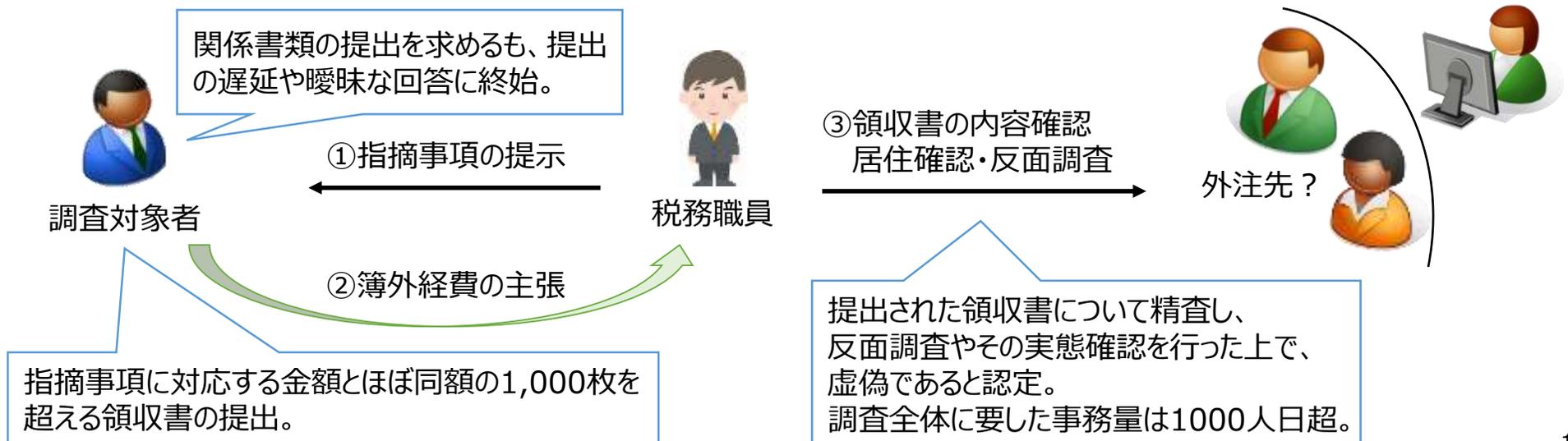
事例① 簿外経費の主張として事後的に提出された書類の確認に多大な事務量を要した事例

【事案の概要】

- 調査対象者は翻訳業務を行う個人事業者。調査の過程で、多額の家事関連費（自宅や親族宅の家賃、飲食代、衣料品代等が数億円）が費用計上されていることを把握。
- 上記問題点を指摘したところ、計上漏れ経費がある旨の申立てがあった。後日、家事関連費とほぼ同額の外注費として1,000枚超の領収書（支払先数百名分）が提出され、全て現金手渡しでの支払いであったと主張。領収書記載の外注先は、大半が海外居住者であり、国内居住者の大部分についても居住実態が確認できない者だった。
- 調査官は、上記領収書の解明及び居住等調査に加え、反面調査等により事実関係を確認した結果、領収書記載の取引が虚偽であると認定。必要経費として認容しないこととして更正処分を行ったが、上記の調査に当たっては約1,000人日の事務量を投下。

【問題点】

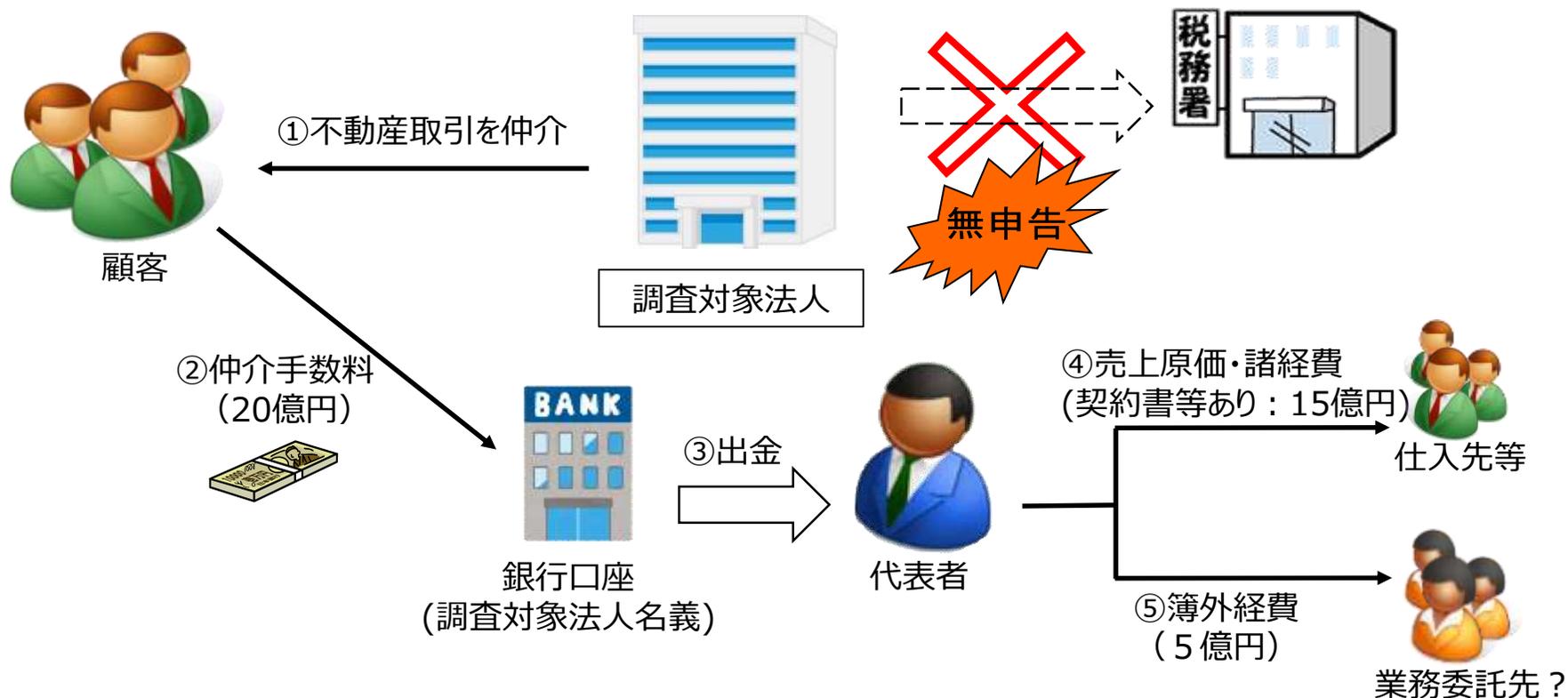
- 後出し的な簿外経費の主張であっても、当局側が多大な事務量を投下してその真偽を確認しなければならない。特に現金払いの簿外経費については、銀行取引明細等による確認ができないため、支払の事実を確認する負担が大幅に増加する。



事例② 簿外経費の主張によって法人税法違反での告発を断念した事例

【事案の概要】

- 調査対象法人は、不動産投資の仲介業務を行う法人。多額の所得を得ていながらも無申告。
- 仲介手数料として得た20億円に対応する不明出金について、15億円分は売上原価・経費であることを裏付ける契約書等が存在したが、残り5億円については契約書等は存在せず、調査対象法人は、業務委託手数料などの簿外経費であると主張。
- 犯則事案として着手したが、簿外経費がないことに合理的な疑いを差し挟む余地がないとまではいえず、裁判の過程で更なる簿外経費が主張されれば簿外経費がないことを立証できないことから、法人税での告発は断念した（消費税法違反については法令の規定に基づいて簿外経費の仕入税額控除を否認して告発）。



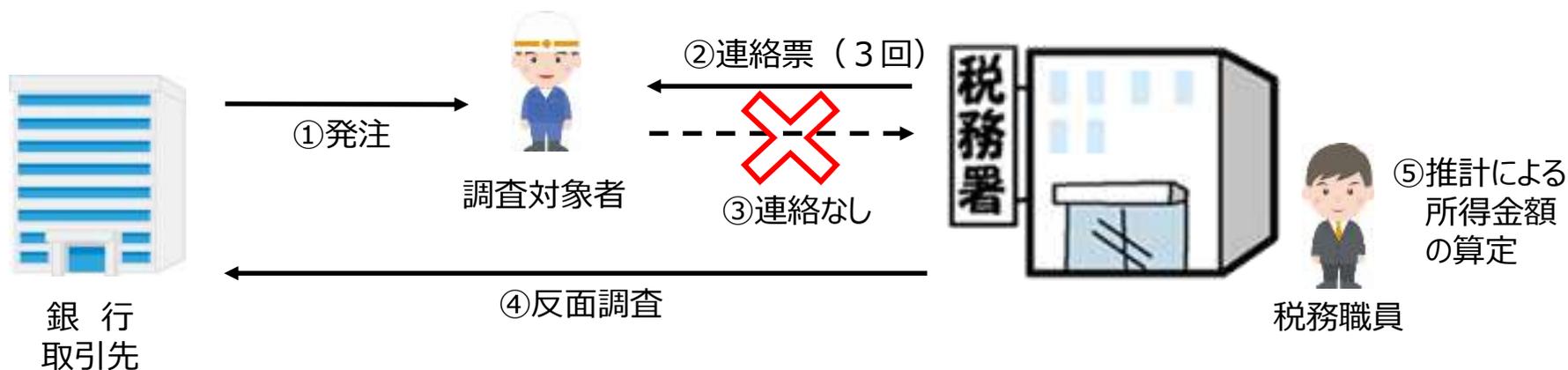
事例③ 連年事業を行うも無記帳・無申告の者に対する推計課税事案

【事案の概要】

- 調査対象者は防水工事を営む個人事業者。明らかに事業を営んでいるが連年無申告。
- 再三にわたって連絡票を差し置いたにもかかわらず、納税者から一切連絡がなかったため、近隣の銀行や取引先に対する反面調査を実施。
- 反面調査により把握した売上金額（実額）と、同業者の経費率から算出した必要経費を用いて所得金額を推計し、決定処分を行った。【調査期間：6ヵ月、重加算税の賦課なし。】

【問題点】

- 「無記帳の者」、「帳簿書類の保存（提示）をしない者」であっても、推計課税により、同業者と同程度の必要経費が認められる。
- 一般の事業者が果たしている、「記帳」や「帳簿書類の保存（提示）」の義務を果たさなくても「仮装隠蔽」には当たらないことから、重加算税（ペナルティ）を受けない。



事例④ 事業により連年利益があるにもかかわらず申告を行っていなかった事案

【事案の概要】

- 調査対象者は不動産販売・仲介（ブローカー）を行う個人事業者。連年に渡り多額の売上（5年間で売上約10億円、利益約1億3千万円）があるにもかかわらず無申告。
- 10億円以上の売上がありながら帳簿書類の作成を一切しておらず、代金も遠隔地の銀行口座（実名口座）に振り込ませる等していたが、無申告について「無申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした」とまでは認定できるに至らず、重加算税を賦課できなかった。

【問題点】

- 高額の上があったとしても帳簿書類の作成・保存をしていない者に対しては重加算税の賦課が困難な場合も少なくなく、帳簿書類を作成しないことがむしろ有利に働いている面もある。

